

平成26年第3回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成26年3月20日
午後2時30分～午後4時51分
場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○委員長（紅林由紀子） それでは、ただいまから、平成26年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の日程はお手元に配布のとおりでございます。

初めに、前回の会議録の署名についてでございますが、すでに調整を終わり署名も得ておりますので御了承ください。

続きまして、委員会規則第19条の規定に基づく本日の会議録署名委員でございますが、5番の木戸委員と、1番の私、紅林でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、日程4「教育長の報告」をお願いします。

○教育長（木戸義夫） 昨年の12月の定例会で御報告しましたけれども、教育委員会の制度改革について与党合意ということで、その案が出ましたので、それについて報告をさせていただきます。

第1案、第2案と中央教育審議会以案が出されたんですけども、その後、第3の案、中央教育審議会では出なかった案が浮上しまして、これを中心に議論が進められてきたということでもあります。

第3の案における教育委員会制度改革の目的というのは、教育の政治的中立性・継続性・安定性、こういうものを確保しつつ、1つには教育行政の責任の明確化、2つには緊急時における迅速な危機管理対応、3つには、選挙で選ばれた首長、自治体の長の意向を教育行政に反映、4つには国による自治体の教育委員会に対する是正の要求と是正の指示の範囲の拡大と、この4つとされております。

さらに、現行の教育長と教育委員長を統合し、新たな名称を教育長とするとともに、その教育長の任期を、自治体の長の任期の中で交代できるということにするために3年とすると、このような案が出されております。

そして、首長が議会の同意を得た上で直接任免する権限を持つということで、今までは、首長が議会の同意を得て教育委員として任命をするという中で、教育委員会の中で教育委員長も決めるし、教育長も決めるということで、首長には直接の任免権は、特にはなかったわけですけども、そういうようなことになるということです。

それと、首長が主催をする総合教育会議の設置を義務づけたということですね。この会議において教育行政の大綱方針を決めると。こうした内容をもって法律改正案を今国会に、今の通常国会の中に提出をして、会期中の成立を目指すとしております。

今のところ、これが一番新しい情報となっておりますが、その後、また議論の動向、新たな問題、あるいは考え方がありましたら、また御報告をするということにしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それと、教育委員会の名義使用承認はお手元に御配布のとおり5件となっておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

教育長の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、何か御質問や御意見などございますでしょうか。

今現在進められている教育委員会制度改革案ということについての報告でございましたけれども。

○委員（寺村豊通） 今国会をもし通ると、いつごろから第3案のパターンでやっていくようになるんですかね。

○教育長（木戸義夫） その点は法律で附則の中で決められると思うんですけども、通常の流れとしては27年4月からかなと、そのような想像をしております。

○委員長（紅林由紀子） 27年4月というと、来年の4月ということですね。そうすると、さまざま、いろいろなことが起きるかわからないと。

○教育長（木戸義夫） いや、そのところはまだ確定じゃないです。10月になるのか、あるいは4月になるのか。

○委員長（紅林由紀子） ほかには何かございますでしょうか。

この件につきましては、今回の定例会の中で報告事項にあげられております、市議会の議員の皆様からもいろいろ御心配をいただいているようで、いろいろな御質問もあったようですので、またその機会にでも御意見や御感想があればまた聞かせていただきたいと思っております。

○教育長（木戸義夫） いろいろ言われていますが、一つの契機は滋賀県のいじめ問題、あそこから出てきて、文科省がこういう制度改革をするということですけども、制度を変えて、はたしてそれが、もし制度がこのような制度であればああいう事態じゃなかったかどうか、そこを考えると、制度が必要なのか人が必要なのかという議論があるところだと思います。

○委員長（紅林由紀子） 確かに難しいところだと思うんですけども、私も教育委員になって本当にそこら辺が、教育委員長と教育長と、どういうふうにそれぞれの立場が違うんだろうとか、教育委員というのはどういう役割をするのだろうというようなことをずっと考えながらやってきたわけなんですけれども、そういった面で、この一本化という案はわかりやすさという点では非常にわかりやすいのかなと、責任の所在という意味では明確になることは確かなのかなというふうな気はいたしますけれども、これは私の考え、今までやってきた考えでしかありませんけれども、所感としましては、やはりこの教育委員会制度というか、教育委員という大きな一つの特徴は、合議制にあるということだと思うんですよ。やっぱり5人の教育委員がそれぞれの異なった立場、異なった価値観の中で教育というものを考えていくというところに一番大きな特徴があって、その5人が考えが一致しなければ物事が進まないというところが、非常にある意味、優れた点だというふうに私は感じております。

先ほどのスピーディーな迅速な対応、緊急性ということが今度の改革の一つのメリットとして挙げられているわけなんですけれども、先ほど教育長がおっしゃ

ったように、いじめの事件とかああいものに対してはもちろん迅速な対応、緊急性がもちろん必要だと思われまけれども、それはこの制度であっても、本当に教育長が事務局のトップとして迅速に動いていただければ、それで対応できることだったんじゃないかなというふうに思う部分もあります。

教育というものを考えたときに、いろいろな価値観がある、人々の中で行われていくものとして迅速にはいけない部分もあると思うんですね。いろいろな立場からいろいろな価値観を持ってして本当に論議を重ねていって決めなければいけない部分というものもありますので、そういった側面が今度の改革によって失われてはいけないというふうに思いますし、その点は市議会の答弁、市長や教育長の御答弁を拝見しますと、その点をしっかりと意識を持って、そこら辺は大事にさせていただいているようなので安心しているんですけども、こういった部分が教育委員会制度のいいところだということは、自身はとても感じております。

すみません、最初に長く話しました。ということで、後ほどまた何かございましたらおっしゃっていただければというふうに思います。

それでは、以上で教育長の報告を終わります。

それでは、日程 5、議事に移ります。

議案第 7 号「昭島市教育委員会表彰被表彰者について」説明をお願いします。

○庶務課長（柳 雅司） それでは、議案第 7 号、昭島市教育委員会表彰者について御提案を申し上げます。

この件につきましては、昭島市教育委員会表彰規定第 8 条に基づき、昭島市教育委員会表彰審査委員会を 3 月 13 日に開催し、慎重に審議を重ねた結果、平成 25 年度昭島市教育委員会表彰の被表彰候補者を教育委員会に推薦するもので、本日被表彰者を決定いただきたいと思います。と存じます。

なお、表彰審査委員会につきましては、委員長に学校教育部長、委員長に生涯学習部長をあて、委員には、小中学校より各 2 名の学校長と、そのほか教育委員会事務局の課長で構成しております。

それでは、御説明申し上げます。

議案第 7 号の資料の最後に、昭島市教育委員会表彰基準がございます。これから説明いたします被表彰候補者につきましては、そこに記載の表彰基準に該当した方々でございます。

それでは、各被表彰者の該当理由につきまして、推薦調書により御説明させていただきます。と思ひます。

まず、表彰規定第 2 条関係、児童・生徒の表彰でございます。1 枚おめくりください。

山際大貴さん、東小学校 5 年生でございます。第 50 回全日本書き初め大観覧会、席書大会に出場し、日本武道館理事長賞を受賞されました。後援が文部科学省ほかであり、表彰基準第 2 条関係第 3 号イの、公的機関が後援する全国規模の大会等で入賞したものに該当するものでございます。なお、この方は、平成 24 年度に同じ基準に該当するとして表彰をしております。

次に、裏面を御覧ください。

諫元来実さん、成隣小学校6年生でございます。第24回ひろすけ童話感想文・感想画全国コンクールにおいて、優良賞を受賞されました。後援が文化庁ほかであり、表彰基準第2条関係第3号イに該当するものでございます。

次に、3ページを御覧ください。堀尾朔菜さん、成隣小学校6年生でございます。第24回ひろすけ童話感想文・感想画全国コンクールにおいて山形県知事賞を受賞されました。後援は文化庁ほかであり、表彰基準第2条関係第3号イに該当するものでございます。

次に、4ページを御覧ください。清田朋和さん、つつじが丘北小学校6年生でございます。第20回全国新聞スクラップコンクールにおいて、文部科学大臣賞を受賞されました。後援が文部科学省であり、表彰基準第2条関係第3号イに該当するものでございます。

次に、5ページを御覧ください。関慶志さん、啓明学園初等学校6年生でございます。第63回全国小中学校作文コンクール、小学校高学年の部において文部科学大臣賞を受賞されました。後援が文部科学省ほかであり、表彰基準第2条関係第3号イに該当するものでございます。なお、関さんについては啓明学園の学校長より被表彰者としてふさわしいことを証する確認書をいただいております。

次に、6ページを御覧ください。中尾実幹子さん、福島中学校1年生でございます。平成25年度東京都中学校学年別水泳競技大会01、1年生女子50m平泳ぎの部において第3位を受賞されました。主催が東京都中学校体育連盟ほかであり、表彰基準第2条関係第3号ウの公的機関の主催する東京都規模の大会等で上位3位相当の賞を得たものに該当するものでございます。

次に、7ページを御覧ください。田太隆盛さん、瑞雲中学校1年生でございます。第42回東京都中学校学年別相撲大会1年の部において第3位を受賞されました。主催が東京都中学校体育連盟であり、表彰基準第2条関係第3号ウに該当するものでございます。

次に、8ページを御覧ください。三田有希さん、福島中学校2年生でございます。平成25年度東京都中学校学年別水泳競技大会2年生女子50m平泳ぎの部において第1位を受賞されました。主催が東京都中学校体育連盟ほかであり、表彰基準第2条関係第3号ウに該当するものでございます。

次に、9ページを御覧ください。昭島リトルリーグでございます。2013年ミズノ杯リトルリーグ秋季関東選手権大会出場でございます。主催が公益財団法人日本リトルリーグ野球協会北関東連盟ほかであり、表彰基準第2条関係第3号ア、公的機関が主催する関東規模の大会に出場したものに該当するものでございます。なお、本大会の出場メンバーは、武蔵野小学校から3名など、市内公立小学校10校で計15名、そのほか啓明学園や市外の学校から5名の合計20名となっております。

続きまして、第4条関係、職員の表彰に移ります。

10ページを御覧ください。青木知典、つつじが丘北小学校校長でございます。青木校長は今月末をもって退職となります。青木校長におかれましては、昭島市立小学校の校長として5年間勤務したことにより、表彰基準第4条(1)のイ、昭島市立学校の校長として4年以上勤務し、市内で退職した者に該当するものでございます。

次に、11 ページを御覧ください。石井登志枝、成隣小学校校長でございます。石井校長は、今月末をもって定年退職となります。石井校長におかれましては昭島市立小学校の校長として6年間勤務したことにより、表彰基準第4条（1）のイに該当するものでございます。

次に、12 ページを御覧ください。真如むつ子、拝島第三小学校校長でございます。真如校長は今月末をもって定年退職となります。真如校長におかれましては、昭島市立小学校の校長として8年間勤務したことにより表彰基準第4条（1）のイに該当するものでございます。

次に、13 ページを御覧ください。高野秀子、田中小学校校長でございます。高野校長は今月末をもって定年退職となります。高野校長におかれましては、昭島市立小学校の校長として4年間勤務したことにより表彰基準第4条（1）のイに該当するものでございます。

次に14 ページを御覧ください。潮沙都也さん、昭島市立武蔵野小学校学校医を39年間勤めていただき、平成25年9月26日、死亡により退職されました。表彰基準第4条関係第2号昭島市教育委員会が委嘱する非常勤特別職として4年以上勤務し退職した者に該当するものでございます。

次に、15 ページを御覧ください。佐々信行さん、昭島市民図書館協議会委員として4年8カ月間勤めていただき、今月末をもって退職予定でございます。表彰基準第4条関係第2号に該当するものでございます。

次に、16 ページを御覧ください。岩永秀志さん、昭島市青少年委員として6年間勤めていただき、今月末をもって退職予定でございます。表彰基準第4条関係第2号に該当するものでございます。

次に、17 ページを御覧ください。西村厚子さん、昭島市青少年委員として8年間勤めていただき、今月末をもって退職予定でございます。表彰基準第4条関係第2号に該当するものでございます。

次に、18 ページを御覧ください。三浦美智子さん、昭島市青少年委員として18年間勤めていただき、今月末をもって退職予定でございます。表彰基準第4条関係第2号に該当するものでございます。

次に、19 ページを御覧ください。下田順穂、東小学校副校長でございます。下田副校長は今月末をもって定年退職となります。下田副校長におかれましては、昭島市立小学校の副校長として7年間勤務いたしました。また、教員生活35年のうち、昭島市立小学校の教諭を22年間勤務し、教職員の先頭に立ち、学校経営の課題解決に尽力いたしました。また、高い識見と豊富な経験により、副校長会会長を勤め、昭島市の教育の推進に大きな功績をもたらしましたことから、表彰基準第4条関係第3号の表彰するのが適当であると認めた者に該当するものとしたものでございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、昭島市教育委員会表彰を4月6日、日曜日、午後10時より、市民ホールで行います。委員の皆様には御出席をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

議案第7号につきまして、事務局からの説明が終わりました。本件に対する質疑、御意見、御要望など何かございますでしょうか。

今回たくさんの方の被表彰者がいらっしゃるようなんですけれども、何かございますか。特にはよろしいですか。

わりといつもスポーツ関係の方が多いうんですが、今回は感想文や書写とか、いろいろ幅広い方が被表彰者として挙げられているということでとてもいいんじゃないかなと思いますけれども、この啓明学園の方は、御家族の方が推薦されていらっしゃるようですが、啓明学園のほうにも、表彰に値する方がいらっしゃるかどうかというような、そういった呼びかけというか、そういうことはしていらっしゃるんですか。

○庶務課長（柳 雅司） 今回のこの議案をつくるにあたってはそういう呼びかけはしていないんですけれども、以前に啓明学園にそういう話をしたことはございます。

○委員長（紅林由紀子） そうですか、わかりました。市内の生徒さんということでは同じだと思いますので、これは、学校なんかはその都度、春と秋にあると思うんですが、その都度表彰に推薦される方はいらっしゃるかどうかというふうに声をかけられるんですか。

○庶務課長（柳 雅司） 2月ぐらいに各学校に照会しております。

○委員長（紅林由紀子） そうですか、そのとき啓明学園には今のところは。

○庶務課長（柳 雅司） 今回はいませんでした。

○委員長（紅林由紀子） この委員の皆さんで御検討いただいて、もし適当だということでしたらぜひ市内の学校ということではいろいろ一緒にしていますので、声をかけられるのもいいんじゃないかなというふうに私は思います。
ほかには何かございますか。

○委員（石川隆俊） 今回の表彰は、生徒児童というか、そういうのでどこかで賞をもらったとかそういうのが対象で、もう一つは先生方のある程度重要なポストで何年以上いたというそういう方ですね。真ん中の第3条というと、例えば大人の枠で何か面白いことをやったとか、そういうのは今回出てこなかったですね。

○委員長（紅林由紀子） 例えば、第3条2項のようなですか。

○委員（石川隆俊） 例えば、成人で何かやったというのは、たまたま今回はなかった、そういうのも枠にはあるわけですね。

○庶務課長（柳 雅司） この3条に該当するものになりますと、表彰を行うに推薦を出してもらって、各学校が教育委員会の課に紹介を出しております、その中では

この3条に該当する方はいなかったということでございます。

○委員長（紅林由紀子） 過去はそういうようなありましたよね。そういったような成人の方で、何かそういう国際的な、これで表彰基準でいうところの第3条2項や3項にあたるような部分、相当して表彰された方というのはいらっしゃるのでしょうか。なかなか上がって来にくいんですかね。私もあまりこの部分については記憶があまりないかなという気がするんですが。

○庶務課長（柳 雅司） ここに平成20年以降の表彰者があるんですが、3条関係ではウィズユースで長年貢献したということで表彰がありまして、それが1項にあたるもので、それ以外のものは、20年ぐらいではその確認はございません。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。もしかするとそういうものが、児童や生徒の皆さんは校長先生というか、学校のほうがこの表彰のことをよく御存知で推薦していただいていると思うんですけども、もしかすると、そういった個人とか団体といった成人の関係では、もしかしたらご存じないのかもしれないと思いますので、そのあたりもう少しPRしていただいてもいいのかもしれないですね。これはスポーツとかでもいいわけですよ。

○委員（石川隆俊） どちらかというところでも社会での活動になりますよね。例えば、リタイアした人が、例えば床屋か何かで大変上手になってどこかでそれなりの団体の賞を取った、そんなような町の中において、面白いことをやったとかそういうのも対象かもしれませんね。

○委員長（紅林由紀子） そうですね、その辺の基準の見極め方がちょっと難しいのかもしれないですけども、ですけども市として、市の教育委員会として表彰するという意味ではとても意味のあることだと思いますので、生涯学習のほうで、何かそういったここに相当するような、何かめざましい結果を出された方の話がありましたら、ぜひ御推薦いただければというふうに思います。よろしく願います。

それでは、ほかにはよろしいですか。御質問などございませんか。

それでは、こちら議案でございますので、以上で質疑・討論を終わります。

お諮りしたいと思います。それでは、本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） それでは、御異議なしと認め、議案第7号は原案どおりに決しました。

それでは、表彰のほうよろしく願いいたします。

続きまして、議案第8号「平成26年度昭島市立学校の教育課程の受理について」説明をお願いします。

○指導主事（岸 知聡） 議案第8号、平成26年度昭島市立学校の教育課程の受理につきまして御提案を申し上げます。

本案件は、昭島市立学校の管理・運営に関する附則第13条に基づき、平成26年度の教育課程が提出され、御承認いただき受理する必要があるため提案したものでございます。

各校ともに平成25年度の教育活動に対する成果と課題を踏まえ、平成26年度の教育活動において取り組む計画としての教育活動の編成となっております。また、「平成26年度東京都教育庁主要施策」、「平成26年度昭島市教育委員会学校教育の目標及び基本方針」、「昭島市立学校における教育課程編成基準」等を踏まえ編成されております。

教育課程編成状況の概要につきまして、小中学校に共通する平成26年度の重点のうち主な3点を御説明申し上げます。

1点目は、学力向上でございます。

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や言語活動の充実につきましては、今年度に引き続き取り組みを充実されるとともに、平成26年度は習熟の程度に応じた指導の充実に取り組んでまいります。特に、算数・数学を重点教科とし、児童生徒の実態に応じて補充的・発展的それぞれの学習内容の充実を図ります。具体的には、学力向上推進委員会と連携を図り、授業研究等とおして習熟の程度に応じた指導方法の工夫改善や教材の開発等に取り組んでまいります。

2点目は、いじめ防止の取り組みでございます。

昭島市いじめ防止対策推進基本方針に基づき、学校の実情に応じた学校いじめ基本方針を定め、各校においていじめの未然防止の取り組み、早期発見・早期対応に取り組んでまいります。

3点目は小中連携でございます。

昭島市における小中連携教育の考え方に基づき、義務教育9年間を見通した小中連携教育を一層推進してまいります。年間3回、小中連携の日を設け、小学校第6学年を対象にした中学校教員による体験授業や部活動体験活動等の取り組みを充実してまいります。

授業時数につきましては、災害及びインフルエンザ等の対応のため若干の時数の余裕を設けておりますことをあわせて御報告させていただきます。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいまの件につきまして何か御質問や御意見、御要望などございますでしょうか。

平成26年度の昭島市立学校の教育課程ということでございますが。

資料が非常に膨大でございますので、すべてについて隅から隅まで御覧いただくことはちょっと難しいかなと思いますが、ただいま御説明いただきました重点につきましての御質問などでも結構でございます。

○委員（小林和子） 今、御説明がありました3点、どれも大切なことで、それぞれ重点的に進めていただけるということは大変よいことだと思えますし、きょう卒業

式にまいりまして、中学校ですけれど、とても子供たちが落ち着いて態度もよくて整然と、それでいて暖かみのあるとても感動的なよい卒業式だったんですね。ほかの学校もそうだったようなお話しで、これはやはり学校の先生方が皆さん協力してこういう学校の学力向上も一生懸命やっていただいて、それとともに生活指導とか、いろいろ生活の面でもいじめのことも未然に防止するというようなことも、いろいろ学校のほうで力を尽くして、家庭や地域等と連携してやっている、そういうのがだんだん、今まで何年間か見てきて、ことしがとても落ち着いてよかったというのは、やっぱりそういうのが実ってきているんじゃないかなということで、今、この教育課程もいろいろ各学校それぞれ特色ある自分の学校の特色ある教育活動ということをそれぞれ工夫していращやるので、このまま今までと同じようにさらにこれを進めていただいて、昭島の子供たちの健全な学力と生活面と心の面と全部含めて成長させていただければありがたいなというふうに思いました。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。本当にそのとおりですね。

ほかには何かございますでしょうか。

この小中連携ということで、今、実際に連携の日というのを設けているいろいろな学校によっていろんな取り組みをしていただいているようで、いくつか話も聞いたりはするんですけれども、とてもやはりいい形でそれが子供たちの意欲につながったり好奇心を引き出したりとか、とてもいい形になっているんじゃないかと思えますので、ぜひこれは続けていただきたいですし、もっと充実していく方向でお考えいただければというふうに思います。

今回こういうことなんですけれども、この小学校の前段階との、例えば幼稚園・保育園といった部分と小学校の連携といった点で工夫されている、いろいろこの教育課程の上で学校で取り組んでいращやる例というか、今回この中で工夫されていращやるどころとか何かございますか。

○指導主事（大友基裕） 教育課程のところではいいですと、幼保と小学校との連携という部分だと思えるんですけれども、各校においては主に年度末等に、保育園や幼稚園のほうに行きまして、そこで小学校の授業風景を見学したりとか、あとは生活科などのかの授業の中に行ったりとか、総合的な学習の時間等々を使って活動を行っているというようなそういう事例も聞いたことがございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。そうですね。多分そういう、近隣のとてもその学校に来る規模の大きい、例えば保育園とか幼稚園とか、団体単位で多分連れていращやると思います。それはとても意味のあることで子供たちの安心感につながると思うんですけれども、結構小さい保育園だったりとか小さい幼稚園だったりとか、いろいろなところから結構学区がないだけに結構みんなばらばらに来ると思うんですよ、小学校って。だからそういう意味で、そういう団体単位じゃなく、何か前段階として、よくあるのは運動会での未就学種目とかありますけれども、ああいうもののお勉強版みたいな、そういう試みをちょっと考えていただいたりすると、子供たちが小学校での生活というのはこういうふうにな

るんだなみたいなイメージが湧きやすくなるんじゃないかなというような、すごい短時間で何ができるかといったら、そんな大したことはできないと思うんですけども、ちょっとそういった入門編とか体験版みたいなのが考えていただいてもいいのかなど。これは今回の教育課程のことではなくて、この先小1の子供たちの、落ち着いて小学校で勉強できるといった、そういうことについて、そういうことをちょっと御検討いただければなというふうに思います。

○指導課長（宇都宮聡） 本年度は、小中連携推進委員会を開きまして、また後ほどリーフレットができましたのでお配りをしますけれども、来年度は、幼保小連携推進委員会というのを立ち上げる予定になっております。その幼稚園と保育園の関係の担当課と連携して、またそういったことを考えております。

○委員長（紅林由紀子） それはすばらしいです。ではぜひともどうぞよろしく願いいたします。

ほかには何かございますでしょうか。

よろしいですか。学力のほうも学力向上推進委員会の皆様方が中心になって頑張っているようですので、これからますます期待したいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、ほかに御質問などございませんようでしたら、お諮りしたいと思います。

議案第8号につきましては原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） 御異議なしと認め、議案第8号は原案どおりに決しました。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議案第9号「昭島市立学校の実施する見学等に関する規定の一部を改正する訓令」について説明をお願いします。

○統括指導主事（稲富泰輝） 議案第9号、昭島市立学校の実施する見学等に関する規定の一部を改正する訓令について御説明いたします。

昭島市の小学校・中学校では、児童生徒に豊かな体験等を積ませるため、校外における見学等の学習を行っておりますが、このたび規程を見直し、学校の実態に合った形で実施するため、一部の改正を提案させていただきます。

それでは2枚目、新旧対照表を御覧ください。

まず、第2条において、見学・遠足の定義を、「交通機関を用いた」という文言を追加いたしました。従来行っていた交通機関を用いない見学・遠足については校内で確実に実施計画を立て、交通機関を用いる場合は、実施計画書を教育委員会事務局にこれまでどおり提出するということとなります。

次に、第3条では、1項で先ほどと同じように、「交通機関を用いた」を加え、第4項では、見学遠足の場合は児童生徒の負担・加重がないよう長くても教員の勤務時間の上限とする7時間45分という時間制限を設けました。

第5条では、先ほどと同様「交通機関を用いた」を加えております。

第8条では、現在提出していただいている実施報告書については、報告する自由が発生した場合としており、報告する事由が発生しない場合は校内で実施内容を総括するという簡易的な形になります。

以上の内容を簡単でございますが提案させていただきます。御審議のほどお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいまの件につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。

これは学校の実態にあったというのは、今お話しありましたような、ある意味簡易化といった部分が大きな点ですか。

○統括指導主事（稲富泰輝） はい、紅林委員のおっしゃるとおりです。隣の畑に見に行くときにお出しいただいていたものを、やはり学校のほうで簡易的にできるように。ただ、校内でしっかりと計画はちゃんと立てるよという形で学校の実態に合わせている形になります。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。

これ、交通機関を用いた場合は必ず出さなきゃいけないということですか。そういうわけではないのですか。

○統括指導主事（稲富泰輝） 交通機関を用いた場合は、公共交通機関を使うということで、子供たちも目的を持って交通機関を使うわけですから、さらに実施計画をしっかり立てる必要があります。それで、交通機関を用いた場合は必ず実施計画を提出いただく。ただし、その後の第8条で示したとおり、報告書については異常がない場合は今までどおり提出するのではなく、校内で総括していくような形に改めさせていただきます。

○委員（石川隆俊） 仮に、ある小学校が、滝山まで歩いて行って戻ったというのもやっても構わないんですね。

○統括指導主事（稲富泰輝） 交通機関を用いないということになると思うんですが、ただし我々のほうでは、校内で起案するときやはり児童生徒に負担がかからない形で見通しがいい学習はさせないということでございますので、今の例は、もしも実施した場合は確認をさせていただかなければいけない事項になるかと思いません。

○委員長（紅林由紀子） ちゃんと目的を持って、計画を立てるということですね。

はい、わかりました。ほかには何かございますでしょうか。

そういう意味では、不必要なとか実際的ではない計画書や報告書は省略して、合理化・簡易化を図るという意味では大変歓迎すべきことなのではないかなと思いますが、ほかに御意見のないようでしたらお諮りしたいと思います。

それでは、議案第9号は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(紅林由紀子) 御異議なしと認め、議案第9号は原案どおりに決しました。ではどうぞよろしく願いいたします。

それでは続きまして、議案第10号「昭島市立小学校の学校薬剤師の委嘱について」説明をお願いします。

○指導課長(宇都宮聡) 議案第10号、昭島市立小学校の学校薬剤師の委嘱について御説明いたします。

学校薬剤師の任期は、平成25年4月1日から平成27年3月31日となっておりますけれども、中神小学校薬剤師の新藤香菜子氏及びつつじが丘北小学校学校薬剤師平田美幸氏より、3月31日をもって辞任届が出されたために、残りの任期につきまして「昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の任用・職務等に関する規則」第2条第1項の規定に基づき委嘱するものでございます。

新たな委嘱予定の学校薬剤師の経歴等について御説明いたします。

新藤香菜子氏の後任でございますが、渡辺恵美子氏、26歳でございます。平成24年に薬剤師免許を取得後、現在は昭島駅北口にあります「なの花薬局昭島駅前店」にて勤務されております。

平田美幸氏の後任でございますが、関口栄司氏、52歳でございます。昭和60年に薬剤師免許を取得し、現在は武蔵野2丁目にあります「武蔵野調剤薬局」にて代表として勤務をされております。現在、武蔵野小学校学校薬剤師として御尽力いただいております、つつじが丘北小学校との兼務となります。

委嘱予定の学校薬剤師の任期は平成26年4月1日から平成27年3月31日まででございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございました。

ただいまの件につきまして、何か御質問や御意見などございますでしょうか。

○委員(石川隆俊) 私は、この分野に近いところにおりますけれども、学校薬剤師の仕事をちょっと短く説明していただけますか。

○指導課長(宇都宮聡) 学校薬剤師の方々をお願いしているのは、例えば照度ですとかそれから空気の汚れですとか、それからプールの水の管理ですとか、水道水の管理等々も含めましたことをお願いをしております。

○委員(石川隆俊) 実際、薬剤を、例えば学校である程度基本となる薬剤をキープする、そういうことは関係ないんですね。

○指導課長(宇都宮聡) そういうことはお願いしておりません。

- 委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。
ほかにございますでしょうか。
先ほど、この関口氏は武蔵野小との兼務ということでございますが、兼務は何校まで大丈夫とかそういった規定はあるんですか。
- 指導課長（宇都宮聡） 学校薬剤師会で、兼務ができる限り、御本人が了解される限り大丈夫だと考えておりますけれども、本務のほうもございますので爆発的に10校とかはあり得ないというふうに考えております。現在一番多い方で3校です。
- 委員長（紅林由紀子） では、こういった方は薬剤師会のほうから推薦していただくような形になるんですか。
- 指導課長（宇都宮聡） そのとおりです。
- 委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。
ということでございます。ほかに何かございますでしょうか。
よろしいですか。
それでは、ないようですのでお諮りしたいと思います。議案第10号は原案どおりに決することに御異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」との声あり）
- 委員長（紅林由紀子） 御異議なしと認め、議案第10号は原案どおりに決しました。よろしく願いいたします。
続きまして、議案第11号「昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」について説明をお願いします。
- 社会教育課長（片岡国幹） 議案第11号、昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。
この規則は、教育委員会の各部課の事務分掌を規定する規則でございます。生涯学習部の組織改正に伴い、生涯学習部の組織及び分掌事務を改める必要があることから御提案させていただくものでございます。
恐れ入ります、新旧対照表を御覧ください。
まず、第2条第1項中「、室」を削り、同項の表生涯学習部の国体推進室を削り、第3条中「、室」、第4条第1項中「、室に室長」、同条第2項中「若しくは室」、同条第6項中「、室長」、恐れ入ります、裏面になります。第4条の2第2項中「及び室長」「又は室」を削るものでございます。さらに別表中「・室」を削り、同表生涯学習部の国体推進室の項を削るものでございます。
平成25年に国民体育大会が終了したことから規則を改正いたすものでございます。
平成26年4月1日からの施行を予定しております。
大変簡略な説明で恐縮でございますが御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。
ただいまの説明に何か御質問や御意見などございますでしょうか。
スポーツ祭東京が無事終了したということで、4月からこのように事務局の処務規則が変わるとのことでございます。よろしいですか。
それでは、お諮りしたいと思います。
それでは、議案第11号は、原案どおりに決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） 御異議なしと認め、議案第11号は原案どおりに決しました。
国体につきましては、本当に大変だったと思いますが、無事に終了いたしました。大変お疲れさまでございました。
武藤室長何かありますか。急ですが。

○国体推進室長（武藤 茂） 国体のほう、昨年10月よりスポーツ祭東京2013を開催させていただきました。職員また市民多くの方の御協力により、無事に盛大にできました。50年ぶりの大会ということで、東京全体が盛り上がりまして、これをまたオリンピックにつなげられるんじゃないかなということで私も職員も頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（紅林由紀子） 準備から実行まで大変お疲れさまでございました。
それでは、この件は終わりたいと思えます。
続きまして、議案第12号「昭島市青少年委員の委嘱について」説明をお願いします。

○社会教育課長（片岡国幹） 議案第12号、昭島市青少年委員の委嘱につきまして、提案理由とその内容について御説明いたします。

昭島市青少年委員は、昭島市青少年委員設置条例の規定に基づき、青少年教育の振興を図るため設置しております。青少年の余暇指導、青少年団体の育成等に携わっていく方に委嘱しております。

委員の定数は20人以内とし、委員の任期は2年でございます。

平成26年3月31日をもって、現在委員の皆様の任期が満了することから、次期の青少年委員を委嘱する必要があるため御提案させていただくものでございます。

恐れ入ります、裏面の別表、「昭島市青少年委員の委嘱について」を御覧ください。この方々に青少年委員を委嘱するものでございます。

任期は、平成26年4月1日から平成28年3月31日まででございます。なお今回は継続して就任していただく方が13人、新たに就任された方が2名いらっしゃいます。

この新たに就任いただく2名の方の略歴を紹介させていただきます。

5番目になります、井坂昭司さんは、玉川小学校地区委員の副委員長をしていただいております。

次に、11番目の木下芳孝さんは、光華小学校のPTA会長をしていただいております。

なお、委員は20名以内となっておりますが、今回15名の方に御就任いただきます。残りの5名の方につきましても早期に御就任いただけるよう努めてまいりたいと存じます。

以上、簡略な説明で恐縮でございますがよろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいまの件につきまして、何か御質問や御意見などございますでしょうか。

青少年委員の委嘱についてということでございますが、新しい方が2名いらっしゃるということで、定員20人以内のうち15名があげられているということで残り5名は、また先に探していただけるということでございますが、特にはよろしいですか。

それでは、お諮りしたいと思います。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） 御異議なしと認め、議案第12号は原案どおりに決しました。それでは、よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、議案第13号「昭島市スポーツ推進委員の委嘱について」説明をお願いします。

○スポーツ振興課長（石川千尋） それでは、議案第13号、昭島市スポーツ推進委員の委嘱について、提案理由並びにその内容について御説明させていただきます。

昭島市スポーツ推進委員につきましては、昭島市スポーツ推進委員規則第4条に基づいて設置しております。

定数につきましては、規則第3条で18人以内となっております、職務につきましては、規則第2条で住民のスポーツの推進を図ることを目的とすると定められております。

平成26年3月31日をもちまして、任期が終了いたすことに伴い新たに委員を委嘱するために提案いたすものでございます。

委嘱する委員の名簿はお手元の表のとおりでございます。今回、新規は1名ということで小島烈さん、上川原地区から出ている方が新規でございます。

以上、簡略な説明で恐縮でございますが、よろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

この件につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。

こちら任期満了に伴っての新しいスポーツ推進委員の委嘱ということでござ

います。

よろしいですか。

それでは、お諮りしたいと思います。議案第 13 号は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(紅林由紀子) はい、御異議なしと認め、議案第 13 号は原案どおりに決しました。

それでは、ここで議案の審議が終わりました。本日は協議事項はございませんので報告事項に移ります。

報告事項 1「平成 26 年度昭島市一般会計予算〈教育委員会関係〉について」説明をお願いします。

○庶務課長(柳 雅司) 報告事項 1、平成 26 年度昭島市一般会計予算〈教育委員会関係〉について御報告いたします。

この内容につきましては、先週、予算審査特別委員会で審議されまして、賛成多数となりまして 3 月 24 日の市議会で採決いただくものとなっております。

1 ページから 7 ページまでは平成 26 年度昭島市一般会計の歳入・歳出予算の概要でございます。歳入・歳出とも、429 億 3,000 万円で、対前年度比 8.3%の増となっております。

まず、1 ページでございますが、予算編成方針と市の主要な事業が掲載されております。

2 ページ、歳入につきましては、緩やかな景気回復の動きを受け、個人市民税や法人市民税の増を見込み、1 款、市税では、対前年度比 2.3%、4 億 1,930 万円の増が見込まれています。また、6 款、地方消費税交付金では、地方消費税率の引き上げに伴う増など対前年度比 32.1%、3 億 7,200 万円の増を見込んでおります。

次に、3 ページを御覧ください。市税の 5 年間の推移を見ることができます。市税の増ですが、ここには記載されていませんが、平成 20 年度以来の増となります。

4 ページには目的別歳出があり、10 款、教育費の歳出については、全体予算に占める教育費の構成比は 11.8%、対前年度比では 3.6%の増となっております。これは、主につつじが丘北小学校校舎増築工事などの普通建設事業が増となったことにより、対前年度比は増えたものの、構成比につきましては、予算総額が増えたことから減となったものでございます。

5 ページには、その目的別歳出の中の主な増減要因を記載しております。

6 ページは、性質別から歳出を、7 ページにはその主な増減要因を記載しております。

8 ページに教育費の前年度との比較を科目別に示しており、教育費の総額は 50 億 5,281 万 5,000 円となっております。

増減の大きいものだけについて主な要因について御説明いたします。

まず、教育総務費の教育委員会費の 5,159 万 8,000 円の増は、職員人件費のほ

か、学齢簿・就学支援システム導入経費の増によるものでございます。

小学校費の教育振興費の1億2,754万2,000円の減額につきましては、前年のコンピューター教室の機器の購入経費がなくなったものが大きな要因でございます。また、学校施設整備費6億5,063万5,000円は、つつじが丘北小学校校舎増築等工事や、中神小学校除湿温度保持機能復旧工事等の増によるものでございます。

中学校費の学校施設整備費の5,728万1,000円の減については、昭和中学校体育館防災機能強化工事などの増はあるものの、前年度に実施しました清泉中学校除湿温度保持機能復旧工事の減が大きかったことによるものでございます。

社会教育費の市民会館費、3億7,676万8,000円の減につきましては、前年度の市民会館・公民館大規模改修工事の減によるものです。

保健体育総務費の3,423万6,000円の減は、スポーツ祭東京2013の経費がなくなったことによるものです。

次に、9ページを御覧ください。学校教育部における主要事業を1として学校施設整備事業、2として施設整備事業以外の事業について、課別に記載をさせていただきます。

11ページには、生涯学習部における主要事業を課別にそれぞれ記載いたしました。本来なら事業ごとの説明を申し上げなければならないところでございますが、時間の関係もございまして、委員の方より内容の御不明な事業がございましたら事業名を上げていただき、それについて担当課長より御説明させていただきたいと存じます。

以上です。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして何か御質問や御意見などございますでしょうか。

9ページ、10ページ、11ページ、12ページの順に載っております主要事業につきまして何か質問などございましたら。あるいはそのほかの部分でも結構です。

○委員（小林和子） ちょっとお伺いしたいんですが、11ページのスポーツ振興課の一番最後、「⑬スポーツ力向上事業」って、例えばどんなことを考えていらっしゃるのでしょうか。今までもやっていたら、あるいはそのほかの部分でも結構です。

○スポーツ振興課長（石川千尋） 25年度につきましては、子供スポーツ力向上事業というのをやりまして、子供を対象にして、野球とかサッカーとかそういったところに指導者を呼んだり、あるいは交流事業をやったりして、競技力のアップを図ったという事業を行いました。

26年度は、対象を子供から大人まで広げまして、やはり指導者を呼ぶなどしてアスリートを育てていくというような、こんなことを体育協会と調整しながら考えております。

○委員長（紅林由紀子） 具体的なこんなことをやるといった事業は、どんな人を呼んでとか、それはこれから検討されるということですか。

○スポーツ振興課長（石川千尋） そのとおりでございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。よろしいでしょうか。

ほかにはなにかございますでしょうか。

それでは、私のほうからすみません。1つは、予算のことではないんですけれども、先ほど御説明がありました小学校教育用コンピューターを購入していただいて大変使いやすくなったようで、大変子供たちが喜んでいるという話をよく聞きますのでありがとうございます。

そして、予算という部分で主要事業という9ページの中なんですけれども、2の「学校施設整備事業以外」というところで(1)の④番の、「学校情報通信技術支援員の配置」というのはという部分は、以前から配置されていた部分が継続でこの予算が計上されているのか、その辺は、前年並みとかその辺はどうなのかという部分をちょっとお伺いしたいのと、なぜかという、非常に重要な今通信の部分が学校も重要になってきていますので、重要な支援員の方だと思うので、その辺どういうふうになっているのかということをお伺いしたいのと、もう一つはその下の⑥番ですね。机、椅子の購入という部分なんですけれどもこれは全部一遍にできないと思うんですけれども、どのぐらいの割で変えていって、どんなことを大事にして変えていっていただいているのかという部分を、ちょっとお伺いしたいんですが。

○庶務課長（柳 雅司） ④番の学校情報通信技術支援員の配置につきましては、これは継続でございます。2年前からやっています3年目に入ります。

それから、⑥の「新JIS規格対応の机・椅子の購入」でございますが、今年度は昨年度よりも増えております。といいますのは、拝島第一小学校と第四小学校が統合しまして、拝島第一小学校が増えるということで、拝島第一小学校に残っていた旧規格の椅子をすべて交換するというで増えております。

こちらのほうは順次変えていってまして、まだ当分かかる予定でございます。すでに変えたものにつきましても、天板とか背板、そういうようなものが老朽化しまして、それを補修しながら新しいものを購入しているような状況でございます。

○委員長（紅林由紀子） 追いつかないという感じになるわけですね、結局ね。わかりました。

この通信技術支援員という、この配置は昨年並みという部分で、これはやはり非常に重要性がある支援、具体的にはどういうことをされているのかというのを教えていただけますか。

○庶務課長（柳 雅司） サーバーの管理であるとか、学校に配置しますコンピューター教室のコンピューターの専門的な管理ですので、私なんかにはとてもできないような特別な技術を持った人がLANの管理というのをやっております。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

もう一つは先ほどの机椅子という部分で、今の件は結構なんですけれども、必要なことですので続けていただければと思いますが、机について、よく学校へ行くと、これJ I S規格だから、みんな学校というのは全国的にああいう机と椅子なんですかね。というのは、机の下の横のバーに、よく子供が足を乗っけて、ずるずるずると姿勢が前へずれて、ふんぞり返ったような姿勢でいる姿をよく見かけて、あまり姿勢がよくないというふうな光景も見かけるんですが、あれは、あのバーがあることで余計そうになってしまうんじゃないかなっていうふうに思うこともあるんですけれども、その辺は、あの机と椅子についてはやはり全国的に決められたというか、そういったものなんでしょうか。指導室の先生方もその辺について何か、特に問題はないと。

○指導課長（宇都宮聡） J I Sの規格ですので、別にあの形だけというふうにはなっていないと思います。例えば、昭島の場合は何号、何号というふうになっていますけれども、区市町村によってはJ I S規格で、ネジで少しずつ上げていくものもありますし、木の机を使っているところもありますので、それはJ I Sの規格にしたがって、各市町村で選択することは可能だと考えております。

○委員長（紅林由紀子） そうですか、わかりました。昭島市についてはあの規格でずっと選択されていらっしゃるということなんですけれども、それについて、特に現場の先生方から何か御意見をいただいたりとか、そういうことは特にないですか。

○学校教育部長（丹羽 孝） あの机を決めるときに1回、町とか現場の中で話し合っ、今のコクヨの規格を取ったということを知っておりまして、あれを全学校にしましたので。

それからあと、今、言っているのは、昔は旧J I Sだったので、今はそれを大きくしているということでございます。

○委員（小林和子） ちょっとそれに関連して。子供たちは、大体ちょっと高い机とか椅子とか、大きいのに、高いのに座りたがったり、大体決めるときに身長順とかやると思うんですけれども、そういうふうに自分の身長・体重よりもちょっと高めだったりするから、結局バーがあるなしじゃなくて、足が宙ぶらりんになってしまうので姿勢がよくないってちょっと聞いたことがあるんですね。だから、きちっと両足が下に着くような、そういう椅子と机を使わせるといいという話を聞いたことがあって。ただ、子供はそれよりもちょっと高めのとかが、自分で結構選ぶというか、そういうところもあったりするので、むしろきちっと身長・体重にあった机とか椅子とかを選ぶと、そんなに足がこういうふうにはならないんじゃないかと思うんですけど。その辺は学校の現場できちっとやっていただければ。

○指導課長（宇都宮聡） 基本的に、健康診断をして発達測定をした時に、身長によって何号というのを決めてあって、それで各学校は、1年生から2年生に上がる子はもうわかっていますから、それで机の号数を身長に合わせて入れ替えます。だか

らその子にあった物を基本的に入れます。そうしないと、委員長がおっしゃったように足が着かなかったりしてしまうということがあるので。

ずるっというってしまうのは、あれがなかったらもっとずるっというて、頭を打つとか、そういう事故にもつながる可能性があるかなというのと、あと足のバランスがありますので、あれがないと足が広がってしまって、こわれやすくなるとか、そういったデメリットもあるのかなということです。

○委員長（紅林由紀子） なるほど。わかりました。どうも学校を見て、学校を回らせていただくと、あそこに足をかける子供が多いのがちょっと気になるというのが私の感想でありまして、いっそないほうが、今ずるっというて頭を打つというふうにおっしゃったんですけれども、いっそそうしたほうがそうしないだろうという、痛い目を見ればそうしないように自分で気をつけるだろうと。あそこに寄っかかってバランスが取れているからいつまでもああやっているというふうに。すみません、これはかなり保護者的な感覚が強いんだと思いますけれども。

○指導課長（宇都宮聡） 今、本市でも、やはり子供の体幹が弱くなっているというところがあって、共成小学校で、体幹を育てる研究をさせていただいていますけれども、私が校長をしている時にも、「しゃっきりかめさん」というのがあったんですが、背中を伸ばして座るというようなことをやっていたんですけれども、そうやって体幹を鍛えることによって、今、委員長がおっしゃったようなずるっというような形のものがなくなってくるのかなというふうに考えられます。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。本当にその体幹という部分は、私もすごく大事じゃないかなというふうに思っています。健康のためにも必要ですし、頭がすっきりするためにもすごく必要だということで、その研究の成果についても非常に興味をもっているところなんですけれども、うちの子供も1年生で入った時に、「ぐう、ぺた、ぴん、さっ」とか言って、いい姿勢で座るということをちゃんと習ってきましたけれども、だんだん、だんだん崩れてきますので、その部分をリラックスする時と、やっぱりきちっとする時との区別をきちんと取れるというのは、やっぱり一つの体の、スポーツにもつながる何か訓練が必要なのかなというふうに思っていて、そういった部分で、机の足はそこを楽をさせてしまうんじゃないかなと思っていたところがあるので、ちょっといろいろお伺いしました。ありがとうございました。

○委員（石川隆俊） 学校用の机を、家庭で使いたいと希望する人はいないものですかね。

○委員長（紅林由紀子） それはどうでしょうか。聞いたことないんですけれども。

○委員（石川隆俊） 意外に簡素でいいでしょ。

○委員長（紅林由紀子） どうでしょうか。私は聞いたことはありませんが、そういったことを聞いたことはございますか。

○庶務課長（柳 雅司） 私、まだ1年弱ですけれども、そういう問い合わせはありません。

○教育長（木戸義夫） 使えなくなるまで使っていますからね。

○委員（石川隆俊） 一般の人は買えますか。

○教育長（木戸義夫） 買わないな。

○委員長（紅林由紀子） いろいろ、今、勉強机もいろいろな機能が、小さい時から大きくなるまで、段階をネジで変えられるような机も市販されていますので、一般の御家庭はそういう机のほうを購入されるんじゃないかなというふうに思います。

大事に使っていただきたいというふうに思います。児童生徒の皆さんに大事に使うように。結構、ぎっこんばったん、ぎっこんばったんして、机、椅子が壊れそうになったり、やっぱり物を大事に使うという点もぜひ御指導を熱心にしていただければというふうに思います。

それではすみません、長くなりました。それでは、この件につきましてはほかに何か御質問などございませんか。よろしいですか。

それでは、終わりたいと思います。

それでは続きまして、報告事項2「平成26年度予算編成に対する昭島市議会各会派からの要望等〈教育委員会関係〉について」説明をお願いします。

○庶務課長（柳 雅司） 報告事項2、平成26年度予算編成に対する昭島市議会各会派からの要望等〈教育委員会関係〉について御報告申し上げます。

平成26年度の教育委員会関係の新年度予算編成に対しまして、4会派から87の要望事項がございました。その要望内容及びその回答につきまして、報告資料2に記載のとおりとなっております。個々の説明につきましては申しわけありませんが省略させていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。87の要望があったということでございます。非常に多岐にわたりまして細かくございますので、何か特に御質問や御意見などございましたらお願いたします。

特にはよろしいでしょうか。

非常に、なかなか限られた予算の中で難しい部分もあるかと思っておりますけれども、いろいろ御努力いただいているというふうに思います。

それでは一つだけ、3ページの⑨の3という部分で、野外教育という部分が要望として上がっておりますけれども、有効性は認識しているということで情報提供していくということでございますけれども、今現在、5年生・6年生は、体験学習ということで宿泊学習をしていただいていると思っておりますが、中学校につきましては、2年・3年だけですか。

○指導主事（岸 知聡） 2年生と3年生で実施している学校が多いです。1校だけ1年生と3年生が実施しているところがあります。

○委員長（紅林由紀子） それは、やはり3年間、それぞれに、3年目は修学旅行だと思うんですけども、各年度に実施するといったような方向に考えていきたいといったような学校はございませんか。

○指導主事（岸 知聡） 体験活動の意義というのは、それぞれ学校はわかっておりますが、教育課程上の時数の関係でありますとか、あとそれぞれの学年においての活動の目標とかに照らし合わせて実施しております。

宿泊的な行事ではありませんが、例えば総合的な学習の時間のフィールドワークということで校外活動というのは、どこの学年でもそういった活動は実施しております。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

やはり難しいところもあるかと思いますけれども、中学生の3年間を、より充実した形で過ごすためにも、その辺有効に利用していただければというふうに思います。

ほかには何かございますでしょうか。

それでは、ないようですので、また細かい部分は後ほど御覧いただければというふうに思います。それでは、この件は終わります。

続きまして、報告事項3「平成26年第1回昭島市議会定例会代表質問及び一般質問〈教育委員会関係〉について」説明をお願いします。

○学校教育部長（丹羽 孝） 平成26年第1回昭島市議会定例会代表質問及び一般質問〈教育委員会関係〉について御報告いたします。

第1回市議会定例会は、2月28日から開催され、3月24日に終了する予定でございます。昨年から行われている代表質問に対して、5つの会派から市長の施政方針と教育長の教育施策推進の基本的な考え方に対して、それぞれ御質問がありました。

教育に関する質問内容は、報告資料3の4ページから11ページになっておりますが、今回は、教育委員会制度改革についての質問が多く、市長からは、制度の見直しが行われた際にも首長として自らに課せられた責務をしっかりと自覚し、教育の中立性と安定性の確保に十分配慮しながら責任のある教育の実施に努めること。また、教育長からは、見直された制度の中で政治的中立性、教育の継続性・安定性の確保に努め、より安全で安心な学習環境を整えてまいるとそれぞれの立場から御答弁いたしました。

次に、一般質問であります。学校教育部は私のほうから。生涯学習部については伊東部長より御報告いたします。

資料の13ページをお開き下さい。

「みらいネットワーク」の小林浩司議員からは「学校給食について」御質問が

ありました。今後の給食調理業務の民間委託の方向性については、中学校3校の調理業務を行っている第二共同調理場について民間委託を進めていくこと、また、今回の大雪の影響については、4月以降の食材調達に影響が出る可能性があること、食材の安全性については、食品添加物の使用は最小限にとどめており、今後も安全・安心な学校給食の提供に努めてまいるとお答えいたしました。

次に、15ページになりますが、「みらいネットワーク」の内山真吾議員からは、「学校図書館いじめ対策について」御質問がありました。

学校図書館については、学校図書館運営支援員の増員や、専任の司書教諭を配置するよう御意見をいただいております。また、いじめ対策については、来年度から小学校5年生に対してスクールカウンセラーによる全員面接を実施するにあたり、現在行われている中学校1年生への全員面接の効果について御答弁いたしました。また、いじめ対策のひとつとなる小学校5年生の自然体験については、来年度は2泊3日の移動教室を実施する学校があることなど充実していきたいとお答えをいたしました。

次に、17ページになりますが、「みらいネットワーク」の篠原有加議員からは「学校教育におけるデートDV防止教育について」御質問があり、まずは教員への研修を実施し、教員に正しい知識と確かな指導力を身につけさせることが重要であるとお答えいたしました。

次に21ページになりますが、「公明党昭島市議団」の赤沼泰雄議員からは、「いじめ撲滅に向けた取り組みについて」御質問がありました。

昭島市いじめ防止対策推進基本方針をもとに、社会総がかりでいじめの防止等の取り組みを推進するため、いじめ問題防止会議を、いじめの重大事案等が発生した際に、事態の調査や対応・再発防止等のため、いじめ問題対策委員会を、また、場合によっては、いじめ問題第三者調査委員会を設置できること、また学校では、それぞれの実態に応じて学校いじめ防止基本方針を定め、学校いじめ対策委員会を設置し組織的に対応していくとともに、いじめの早期発見・早期対応・解決に向けた取り組みについて、それぞれ御説明し社会全体でいじめを防止する取り組みを推進し、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう努めてまいると御答弁いたしました。

私のほうからは以上です。

○生涯学習部長（伊東一彦） 生涯学習部に関しての一般質問につきまして御報告を申し上げます。

生涯学習部では3名の方から御質問をいただきました。報告資料3の12ページを御覧ください。

「みらいネットワーク」の小林浩司議員から「市民図書館について」御質問をいただきました。内容は、現在の市民図書館の開館時間が曜日によって違い、わかりにくいので開館時間の統一や延長ができないかとの御質問と、市民図書館を民間に委託した場合の経済効果や開館時間の緩和の可能性についてでした。図書館の利便性を高めるため、会館時刻統一等することは重要な課題と考えているが、職員等の配置が必要となる場合が生じてくるので、今後検討していくということで御答弁を申し上げます。民間委託につきましては経済効果が期待でき、また

開館時間の緩和についても直営の場合より柔軟な対応が可能であることから、今後も市民サービスの維持向上・行政運営の効率化を図るため民間委託を検討していくということで御答弁を申し上げます。

次に、19 ページになりますが、「みらいネットワーク」の大嶽貴恵議員から、「用水路の保護、保全のために史跡として登録をして守ってはどうか」との御質問をいただきました。史跡の指定につきましては、歴史上、または学術上価値の高いものについて指定しており、学術的見地からも慎重な論議を要するものと考えますが、用水路の今後のあり方などについて関係機関等、情報交換などの必要があるかと考えると御答弁申し上げます。

次に、20 ページになりますが、公明党昭島市議団の赤沼泰雄議員から、「読書環境の充実について」ということで、社会教育複合施設の新たな中央図書館は魅力のある昭島らしい図書館にしてほしいとの御質問と、読書通帳の導入についてございました。新たな中央図書館については、さまざまな年齢層の方は家族・仲間が気軽に来館していただき、施設に長時間滞在できるような魅力のある図書館として整備していきたいと御答弁申し上げ、読書通帳の導入につきましては、借りた図書の履歴が残り、プライバシーの保護に配慮する必要がありますけれども、子供にとって励みになることから、新たな中央図書館の整備の中で検討していくということで御答弁申し上げます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

丁寧な御答弁ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問や御意見などございますでしょうか。御感想でも結構でございます。

○委員（小林和子） 今、御説明ありました、いじめ撲滅に向けた取り組みについてですが、21 ページに、中学校1年生と小学校5年生に対してのスクールカウンセラーによる全員面接という、これは今まで中学校1年生でしたのが、今度5年生もということで大変いいことだし、全員面接というのは大事なことかなと思いますので、やはり5年生あたりからだんだんそういう、いじめに関してとか難しくなってきたりしますのでとてもいいことだなと思います。さらに、中学1年生と5年生に限らず、また臨機応変に必要な応じて、そういうスクールカウンセラーの面接を増やしていただければというふうに思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

そうですね。5年生もということで、とても効果的なことなんじゃないかなというふうに思います。15 ページの部分で御答弁いただきました内容の中に、児童スクールカウンセラーと面接を行っていることで面接への不安が薄らぎ、相談しやすい雰囲気がつくれるというふうに御答弁いただいていますけれども、本当にそのとおりだなというふうに思いますので、やはり一度話をして、いろんなことを話をした相手だから言えることとか、そういう部分というのがあると思いますので、この5年生という部分、学年で全員面接というのは非常に効果が期待でき

るのではないかなというふうに私も感じました。

ほかにございますでしょうか。

○委員（石川隆俊） ちょっと時間が押していますけれども、用水路というんですか、あれは多摩川上水からずっと何カ所かと下りまして、ちょうどたまたま偶然うちの庭の中を滑空して下のほうにいて、最後は本村、大師様の前のところを流れていたんですね。だから大体暗渠になっちゃっていますから、なかなか水の通り自体が少ないんですが、私が子供の時にもここからカニを捕ったり魚を捕ったりしましたし、そういう意味で大変懐かしいですね。ただ、今、水は汚れていないと思いますけれども、今どんな生物がいるんですかね。めだかなんかいますかね。

○委員長（紅林由紀子） おりますね。先生の御自宅のほうは、わりと北のほうですけども、南の多摩川に近い方ですと、うちの田んぼの周りももちろん用水路はしっかりありますし、生き物としてはメダカもそうですが、カエルもおりますしザリガニもいます。タニシとかいろいろな生き物が。ちょうど去年の夏に娘の小学校の2年生の水の生き物という授業の中で、うちの田んぼの用水路にみんなで来ましてみんなですくってみて、ホウネンエビなんかもいましたし、結構いろんな生き物がおります。

娘の幼稚園の友人たちと、毎年田植え体験もずっとここ5年ぐらいやっているんですけども、子供たちが用水路に入ってもものすごい勢いで遊ぶんですね。先生が懐かしいような原風景に通じるような、素朴な表情で思いっきり遊ぶ姿を見ると、やっぱりこういう環境はすごく大事だし、こういう環境が残っている昭島というのは本当にすばらしいところだなというふうにつくづく感じます。

ですので、史跡という部分では多分難しい部分は多いと思うんですけども、ああいった部分を残していく、うまく活用するといったことは考えていく価値があることなんじゃないかなというふうに私も思います。

○委員（石川隆俊） 最後は多摩川に落ちるんですね。だから多摩川上水は多摩川を通過してまた戻って、何カ所か恐らく10カ所ぐらい、いろんなポイントでもって落としていますから。

○委員長（紅林由紀子） 多摩川上水は違う、ちょっとその辺は。うちのほうはみんな多摩川に落ちますけれども。

○委員（石川隆俊） だから最後には戻るんですね。

○委員長（紅林由紀子） 立川堀のほうからいて。

○委員（寺村豊通） 橋の下のところに出るところがあります。立川上水とくっついてそのまま落ちていく。

○委員長（紅林由紀子） ただ、線路より向こう側はどうなのか私にはわからないんです

が。もしも何かございましたら御紹介いただければと思います。
ほかに何かございますでしょうか。

○委員(寺村豊通) 17ページの学校のデートDVの啓発とか防止啓発ってありますけど、
昭島でもこういったようなことが起きていたりするんですか。

○統括指導主事(稲富泰輝) 本市では指導課でいろんな記録を見る限り、今のところは
ありません。ただその前兆としまして、中学生の男子と女子との間で親しいけれ
どもなかなか素直に感情を表現できないといったときに不快感を持つというこ
とがあります。それをそのままにしておくといけないということで、今後教員研修を
とおしていずれはというところで今考えております。

○委員長(紅林由紀子) 難しい問題ですね。これから大人になるに向かって、ますます
より重要な話だと思うんですけれども、もちろん学校で勉強することも大事、先
生方がそういった認識をきちっと持っていただくことはすごく大事だと思います
けれども、やはり家庭の親が、それについて知識があまりないといった現状もあ
ると思いますので、そういった部分の啓発ということも非常に重要だと思います。
ほかに何かございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

先ほどいじめの話がございましたけれども、ここで方針をつくっていろいろな
会議などを立ち上げていきましたけれども、やはり一人ひとりがそういうこと
を見逃さないということが一番大事だと思いますので、やはり一番身近にいる先
生方が、それを見逃さないでちゃんと子供の声を拾っていただくということがと
ても大事だと思いますので、改めて先生方にその点を強くお願いしたいと思
います。よろしく願いいたします。

ほかにはよろしいですか。それでは、長くなりましたけれども、報告事項3は
終わりにします。

それでは続きまして、報告事項4「平成25年度昭島市立学校第三者評価委員会
の評価結果について」説明をお願いします。

○統括指導主事(稲富泰輝) それでは、報告事項4について説明いたします。第三者評
価委員は、学識経験者、事業経営者、市民代表という外部の専門家により教育活
動について評価をしたものでございます。本日は時間がないため、本年度実施し
た7校全校の説明はできませんが、成果と課題について簡単に報告させていただきます。

全体の成果としましては、児童生徒が授業を落ち着いて受けているという評価
を委員からいただくことができました。

また、豊かな心の情勢の部分の、心の教育や言語活動、体力向上の取り組みに
ついて評価を概ねいただいております。

課題といたしましては、各学校が年度末に評価する際に、評価を実施する主体
が教職員なのか、または児童・生徒・保護者なのか、そこを明確にしていく必要
があるといった指摘がございました。そのことは平成26年度の学校評価を実施す

るときに改善していく必要がある点だと認識しております。

また、加えて各学校に対して家庭学習を充実する必要があるといった改善策も提案されております。そのことを踏まえて、次年度も第三者評価委員の学校訪問のときに行う評価内容を明確にしていきたいと思います。

来年度の実施校につきましては、本日の資料4の最後の紙の裏面に示させていただいているところでございます。来年度は7校の実施ということになります。

以上、簡単でございますが報告を終了いたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。第三者評価委員会の評価結果ということでございます。この件につきまして何かございますでしょうか。

今年度は7校評価を受けたということでございますが、先ほどの評価の主体がどこにあるのかわからないといった課題という部分なんですけれども、これはどういったことなのかもう少し御説明いただけますか。

○統括指導主事（稲富泰輝） それでは、説明させていただきます。各学校は、おおよそ12月から1月をめどに今年度取り組んだ取り組み事項について評価をしていきます。例えば、学力の向上であれば、漢字テストが何点以上できたとか、それとか児童・生徒・保護者が学校に対して授業がわかりやすいといった評価項目が何%であるとか、そういうようなことがあるんですが、学力の向上をテーマにしながら、教員が言葉で評価をしていくのか、または、児童・生徒・保護者が数字で評価していくのか、そのところが年度初めに明確になっていなかった学校がございました。ですので、パーセンテージで示していくのか、それとも教員のアンケートで示していくのか、その点を4月の最初に明確にする必要があるという評価をいただいておりますので、年度途中にそこから考えるのではなく、年間計画を立て、ちゃんとポイントを示して自己評価、または関係者評価を進めていく必要があるというように指摘がございましたので、以上、報告をさせていただきます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。ということは、評価もいろいろな何を持ってしてその結果とするかということを最初に決めておかなければいけないということだと思うんですけれども、それについては実際の点数とか、あるいは保護者、子供たちへのアンケートの数値、それから教員の皆さんのアンケートと、いろんな評価の素材があると思うんですけれども、それはどれかにしなければいけないということなんですか。

○統括指導主事（稲富泰輝） 学校評価のサイクルでいきますと、取り組み指標、また、成果指標ということがございまして、取り組み指標というのは教員がどれだけ取り組んだかということ、例えば、年間自分で研究事業を何回やりましたとかあとは授業について学級便りを何回出しましたという教員の評価があります。

また、成果指標としましては児童生徒がどのように変容したかということで、子供たちが学校が楽しいといったところになります。これを1個1個、独立してやるのではなくて、これは委員の中から一つあった提案なんですけれども、ちゃ

んと教員が取り組み指標を示して、それと合った、また児童生徒の成果指標を合わせてそれを総合的に判断していき、次年度どのように改善するかというコメントを示すべきではないかといったところがありますので、それはそれぞれ独立した者ではなくてちゃんと連動を考えていく必要があるといった指摘もございました。

- 委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。評価というのは非常に難しい部分だと思うんですけども、ちゃんと目的を持って、最初からそういった形をイメージしてやっていくというようなことなのかなというふうに思いますが、本当に先生方は頑張ったつもりでも、なかなか思うような結果が出なかったりとか本当に難しいことがいろいろあると思いますので、あまり単一的なというか、一方向的な評価ではなく、いろいろな面から評価していただければなというふうに感じます。
- ほかには何かございますでしょうか。
- はい、小林委員お願いします。

- 委員（小林和子） こういう評価はいろいろ難しい面もあるかもしれませんが、やはり先生たちの自己評価と違って、外部の第三者がこういう評価をするということはやはり先生方にもいろいろ自分たちのよかった点はちゃんと見ていただけて、また、改善すべき点は指摘されるというようなことで、やはり次年度のいろいろ計画を立てていったり教育を進めていく上で参考になるのではないかなということ、拝見しますと大変第三者の方が綿密にいろいろ評価してくださっていらっしゃるの、学校の先生方も自分たちの学校評価とは違ってそういうものを評価していただくということで、今後の学校計画を立てていく上で役に立つのではないかと思いますので、また次年度計画があるようですけど、ぜひこういう評価を生かして、また教育を進めていただければというふうには思います。

- 委員長（紅林由紀子） そうですね、本当に役に立つ評価をしていただきたいというふうに思いますので、先ほどの評価の仕方にしても、こういう評価にしたほうがより、次、何をしたらいいかがわかるような形になりますよというような、そういったところが足りないとかいうのではなくて、こうしたほうがより明確になりますよといった形の評価をぜひしていただきたいなというふうに思いますね。
- ほかには何かございますでしょうか。

先ほど家庭学習というところに課題があるというふうにありましたけど、この共成小学校のところに家庭学習習慣という取り組みをしたところが優れた点として書いてありますし、実際に家庭学習を評価させていただいておりますけれども、毎月意識付けとして非常に効果的であるというふうには思います。ただ、この家庭学習がポイントであるということと同時に、家庭学習を徹底されない家庭環境があるということ、ぜひ先生方はもちろん御理解いただいていると思うんですけども、そこに何らかの手を打たないと、やはりここは一生懸命やればやろうとするほど、できないところが落ちていっちゃうんじゃないかなというように杞憂を私は感じております。それこそ町の先生じゃないですけども、宿題先生みたいな感じで、おうちの人がない時間が長い家庭が結構あるわけです。

よね。学童に行っているうちはいいんですけれども、学童も行かなくなってから、塾に行くんだったらいいんですけどまだ、塾にも行かない、そうやってただおうちでずっと漫画を読んでいたりゲームをしていたりといったところで、家庭学習に行かないといったそういう子供たちを、本当に家庭学習を一緒にしようねと言ってくれるような、そういった部分がサポートがあったら少し違うんじゃないかなといった部分も正直感じます。それは本当に学校のやることなのかと言ったらそれはちょっと違うのかもなという気もしますけれども、本当にその部分に手をつけないと、やはりその差がますます開いてしまうんじゃないかなというふうにちょっと感じる部分がこのごろございます。

その点につきましては何か御意見などはございますでしょうか。

非常に難しい問題だとは思うんですけれどね。やはり、より共働きの方向に世の中が行っていますので、ますます子供は1人でいる時間が長くなっていくんじゃないかなという部分がありますので、その時間の使い方がどうであるのかという、誰かついていてくれるようなところはいいんですけれども、そうじゃないおうちについては、本当に子供が、それこそゲーム機に子守をさせているような御家庭もあると思いますので、それが家庭の責任と言い切っているのかどうかという部分は正直私は、ちょっと首をかしげる部分はあります。ですので、何らかその点についての。どうぞ。

○委員（寺村豊通） その辺はやっぱり、学校ですとか家庭だけではなくて、私も前から思っていますけれども社会全体がやはり変わらないとそういうふうに回っていかないとですね。だから家族団らんとって夕食を一緒に取ると言っても、お父さんもお母さんも働いていてそういう時間が取れない。これを学校が主体的に家庭で学習をと言っても、言わざるを得ないんですけれどもやらないところはしょうがない。じゃあ誰が直すかといったら、もう個人個人、一つひとつの家庭は直せるでしょうけれども、地域社会で見れば、それこそ社会全体がそういうふうに変わらなとなかなか治らないんじゃないですかね。

○委員長（紅林由紀子） 難しい問題ですね。ただ、社会はどんどん女性の社会進出という部分も今の政権も応援していくという方向にありますので、ますます女性も外に出て行く時代だと思いますから。

○委員（寺村豊通） それは仕事時間を伸ばすんじゃなくて時短を利用しながら家にはちゃんと、5時には仕事を終わるとか、そういうふうな全体の働きかけがないとなかなかできないんじゃないですかね。

○委員長（紅林由紀子） 難しいですね。

○委員（小林和子） ちょっとそれに関連して。この前御覧になった方もあるかも、たまたまテレビで見ている、沖縄県が学力が最下位とか、ちらっと、ながら仕事で聞いているものであれなんですけど、全国の学力テストがずっと最下位だったけど、それじゃあいけないから何とかしようって県全体で力を入れて、それで早朝に野

球だったか野球チームの監督なんかが学校の始業前に野球をさせて、あるいは学校がない日だったかもしれませんが、それで野球をさせた後、練習が終わったらじゃあ勉強しようって、そうしたら子供たちがすごく意欲的に、普通野球が終わったら疲れたと言うのかと思ったらそうじゃなくて、すごく意欲的に勉強していたって、取材したアナウンサーの話でしたけど、というようなことがあって、やはりそういうふうには、今、寺村委員がおっしゃったように、社会で学校だけじゃとてもできないし、家庭ではできない、そうするとやはり社会でそういう子供たちを受け入れてというようなそういう仕組み、システムというか、だからさっきいろんな委員が青少年委員とかスポーツ推進委員とか委嘱されていらっしゃるんですけど、そういうふうな方たちも含めて地域全体でそういうようなことができるというふうには私も思いましたが、なかなかすぐ一朝一夕でできることではないとは思いますが。

○委員長（紅林由紀子） 本当はどこがやるのかというような問題ではなく、やはりそういった手だてを社会全体でというか、社会全体でというとな非常に曖昧になってしまうんですけど、市全体で考えていったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

ほかには、すみません。ちょっと話が横にそれてしまいました。ほかにはよろしいでしょうか。

では、第三者評価委員会の評価結果についてはこれで終わりたいと思います。また26年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、報告事項5、6、7は事務局より事前一括して報告したいとの申し出がございましたので一括して報告をお願いします。

○統括指導主事（稲富泰輝） 報告事項5から報告事項7までは一括して説明いたします。

報告事項5については、昭島市立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択要綱についてでございます。

平成26年度は、平成27年度から小学校で使用する教科用図書の調査を行い、教育委員会で採択するために調査研究を行います。そのための要綱でございます。

それでは、調査スケジュールを確認しますので2枚目を御覧ください。

こちらは採択までの日程でございます。この後説明いたします委員会での調査研究を経て、7月23日水曜日の定例教育委員会でその結果を報告し、委員の皆様へ審議採択していただく予定でございます。

恐れ入りますが、3枚目を御覧ください。3枚目につきましては、採択までのイメージを組織構成図として示させていただきました。左側の流れが、この後報告事項6で説明いたします小学校・中学校で使用する教科用図書の採択までの流れでございます。このように、昭島市立小学校教科用図書選定資料作成委員会から報告が上がったものについて、それに基づいて採択を教育委員会でしていただくというものになります。またその下に調査研究部会というものがございます。

これに対しまして右側の流れが、報告事項7で説明いたします特別支援学級で使用する教科用図書の採択までの流れでございます。こちらは調査研究部会を設けずに、各学校ごとに特別支援学級用教科用図書選定資料作成委員会へ審議いた

だいたいのものから報告をさせていただき、教育委員会で採択させていただくものでございます。

続きまして、報告事項6について説明させていただきます。

こちらは、今までの要綱を一部改正させていただいたものです。膨大な量になりますので、2枚目以降の新旧対照表を見ていただきながら進めていきたいと思っております。

まず第1条では、今まで資料を作成する委員会を採択委員会という名称にしておりましたが、今回からは作成委員会という形で、資料を作成し、採択は教育委員会で行っていただく、そのような主旨から作成委員会という略称にさせていただきました。

第2条ではこちらも作成するという報告には文言に改めております。

第3条では、作成委員会の構成を示しております。

第4条では、9のほうでは調査研究部会を並べて示していましたが、校種と種目という表記に改め、少し整理させていただいた形になっております。

第5条につきましても、同様に作成委員会に改めております。第5条の2項の(2)、そして3項の(2)のところで、少し長くなりますけれども、教員の資格要件として、昭島市の教育に一定期間携わった教職3年以上市内の学校に1年以上勤務した者10名以内という、詳しい形に改めさせていただきました。

第6条から第13条も同様に作成委員会という形に改めております。

少し飛びますが第14条、こちらを加えさせていただいております。第14条は、作成委員会は、教育委員会の求めに応じ教育委員会会議に出席し、調査研究の事項について説明を行う、こちらの文言を明記させていただきました。

15条、16条も、作成委員会という形でやはり改めております。

続きまして、資料が多くなって申しわけございません。報告事項7について説明させていただきます。

こちらは、特別支援学級で使用する教科用図書の採択に向けた資料作成の要綱でございます。各学校ごとに児童生徒の実態に合った教科用図書の選定に向けた資料作成を行います。そのための手続きについて示した要綱になっております。

以上、簡単になってしまいましたが、報告を終了いたします。よろしくお願いたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして何か御質問や御意見などございますでしょうか。

教科用図書採択に向けての要綱を一部改正するといった部分と、今後ことしどういったスケジュールで行っていくかといった予定についての報告でしたが、何か御質問などございますでしょうか。

○委員（石川隆俊） 携わる方は全部で大体10名、いろんな教科があるわけですね。間に合うんですかね。

○統括指導主事（稲富泰輝） この人数につきましては100人近くになっております。ただし今回改正させていただいたところは10名以内という形にさせていただいた

ので、以前は各校、小学校の例ですけれども、各校から1名ずつ、15名集まったところを10名にしまして少し会議のほうを精選した形で今回進めさせていただく方向です。大体100名であれば小学校の教員の3分の1の方に携わっていただく計算で今進めております。

○委員（石川隆俊）　じゃあ委員はそれぐらいで、実際に担当する人はそのぐらいお願いするわけですね。

○統括指導主事（稲富泰輝）　こちらについては、小学校長会と連携して委嘱をさせていただいて御協議いただくという形です。

○委員長（紅林由紀子）　はい、よろしいでしょうか。少し整理されて、名称も採択委員会から作成委員会に変更になったということでございます。

よろしいですね。

それでは、今年度またよろしく願いいたします。

それでは続きまして、報告事項8「昭島市立学校メンタルフレンド配置要綱について」説明をお願いします。

○指導課長（宇都宮聡）　報告事項8、昭島市立学校メンタルフレンド配置要綱について御説明いたします。

本件は、統合を進めている昭島市立学校において、新しい学校生活への不安の解消に向けての支援や、新しい学校づくりを円滑に進めるために配置する教育的支援員、メンタルフレンドを配置するために設置するものでございます。

第2条では職務について定めております。新しい学校に対する児童生徒が抱く不安に対する相談や支援を行うほか、新しい環境に向けて教育活動等の支援を主な職務としております。

4条ですけれども、メンタルフレンドの選考について定めており、学校の統合、適正規模適正配置の主旨を理解し、支援意欲がある者から選考するものとしております。年齢等の要件は定めておりませんが、子供たちと近い関係をつくって心の変化に気がつくことができる方を選考し、配置してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子）　はい、ありがとうございました。

ただいまの、メンタルフレンドということで統合の対象となる学校についての児童生徒に対しての支援という部分だそうなんですけれども、この点につきまして何か御質問などございますでしょうか。

人数とかは特に、定めはないわけですね。

○指導課長（宇都宮聡）　人数は特には定めておりませんが、予算の積算根拠はございます。6時間、週3日配置するというような形になっておりますが、実はもう選考は終わっておりまして、その方たちは、教員を目指している学生さんを配

置ることになっています。実際には、3日と2日に分けての配置ですので、です
ので必ず一日1人、どちらか1人入っているというような形であります。

○委員長（紅林由紀子） それは、統合にあたる学校に行って、一緒に授業の時にそばに
いたり休み時間そばにいたりとか、そういった感じにいるという感じなんですか。

○指導課長（宇都宮聡） そのとおりです。主には休み時間に一緒に遊んでくれというこ
とをお願いして、その時につぶやいている子とか、1人でぼつりというような子
に気がつくようにということで。主たる学校は四小に配置をしまります。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。

今年度は、四小が対象になるからあれですけども、これについては来年度は、
また例えば、南小になるとかといった、それはまた、ことし1年のことではなく
続けて行われるということですか。

○指導課長（宇都宮聡） これは、統合準備委員会において、委員の方々からスクールカ
ウンセラーという形のものではなくて、もっと子供に近い人たちを配置してほしい
という御要望がありまして、その要望に基づいて配置をしているものでござい
ます。ですので、つつじが丘地区においては、スクールカウンセラーはいいとお
っしゃられれば、スクールカウンセラーのほうの配置要綱になってくるかとは思
いますが、そんな状況でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、よくわかりました。ありがとうございました。

○委員（石川隆俊） これは、いいと思いますね。学生にとっても勉強になるし、しかも
スクールカウンセラー、そういう多少精神の専門の立場から見て、むしろ友達み
たいにはいるというのは本当にいいかもわからないですね。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。統合準備委員会のほうからの要望ということで、
それに応える形ということで、とてもいいことだというふうに思います。

それでは、この件についてはよろしいですか。

それでは報告事項8については終わります。

続きまして報告事項9、10については、事務局より事前に一括して報告したい
との申し出をいただいておりますので、一括して報告をお願いいたします。

○指導課長（宇都宮聡） 報告事項9について御報告いたします。

今回改正いたしますのは、就学援助の支給項目を定める別表第3の内容でござ
いまして、改正点は2点ございます。

1点目、は学用品費、就学用品費、新入学児童生徒学用品費の支給についてで
ございます。この項目につきましては、国が定める補助金の予算単価を基準とし
ているんですが、準要保護児童生徒援助費が国の補助対象から外れているために、
そのところを削除をいたします。なお、平成26年4月からの増税に伴いまして、

国が補助金の予算単価を増額する方針を示していることから、昭島市でも同様に支給額の増額の方向で考えております。

2点目といたしましては、支給項目に「アレルギー診断書料」を追加いたします。学校生活で特別な配慮が必要なアレルギー疾患がある児童生徒について、今後毎年、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出していただきます。学校生活管理指導表の作成には文章料が発生いたしますので、保護者の負担となるため、要保護者、準要保護者には就学援助費を支給することといたしました。今回改正した要綱につきましては、平成26年4月1日から実施をいたします。

続きまして、報告事項10について説明いたします。

就学、今度は奨励費でございます。就学奨励費の要綱は、国が定める事務処理要綱にしたがって定めておりますけれども、本件は就学奨励費の支給対象が拡大されたこと、それから生活保護基準が見直されたことに伴う改正でございます。

第1条では要綱の目的について定めております。就学奨励費の支給対象者が、通常学級に在籍する児童生徒にまで拡大されましたので、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者のみ援助するという記載を改めまして、通常学級にまで広めたということでございます。ただし、第2条におきましては、支給の対象者を定めております。第2条第1項で通常学級に在籍する児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する者の保護者を新たに対象として追加をいたしました。第3条では、支給項目と支給額を定めております。国の方針によりまして定額支給としていたものを実費支給という形に変えてまいります。

別表第2では、認定区分の鑑定に用います収入額と需要額の算定方法を定めておりますけれども、需要額の算定につきましては、生活保護基準の見直しの影響がないようにするという方針で、国から算定の要領の案が示されております。したがって、国の示す算定要領にあわせて対応ができるような記載へと改めております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何か御質問などございますでしょうか。いろいろ国の方針の変更によって、いろいろな部分の要綱が変わったということだと解釈しましたがそれでよろしいでしょうか。

細かい部分は新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

よろしいですか。何か御質問などございますか。

○委員（石川隆俊） 意味はわかったんですけどね、例えば元々そうすると自分で払っていた部分を、要するに、こういう町なんかが関することになりますね。もしくは形から言えば。出どころが、支給する立場って、恐らく援助を受けている方々の家庭の子供たちに、別枠でそういう給食なんかのお代を払うことになりますね。

○委員長（紅林由紀子） その部分は元々あった部分もあると思うんですけども。

○委員（石川隆俊） つまり、ちょっと私もすぐわかりません。つまり、今までの生活保護なんかの枠が変わったので、それで各児童で、そういうふうな状況にある方に関しては、給食費は市が負担する形になるんですか。

○指導課長（宇都宮聡） それは元々そうやっておりますので、私どものほうに学校給食課から給食費を収めてくれうちのほうに来ますので。

○委員（石川隆俊） そういうことですね。わかりました。

○委員長（紅林由紀子） 今回そういう枠が少し変更になったということなわけですね。

○委員（石川隆俊） 本人にはまったく知らされずにできるわけですね。

○指導課長（宇都宮聡） もちろんこういう金額を支給をします、支払いはこちらからしますということです。保護者のほうには伝えてあります。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

アレルギーの診断書の料金が要保護者・準要の方が免除になったというのは、ありがたいことだなというふうに思います。結構な金額になります。

ほかには何かございますでしょうか。

それでは、この件は終わりたいと思います。

続きまして、報告事項 11「昭島市立中学校における進路決定の状況について」説明をお願いします。

○指導主事（岸 知聡） 報告事項 11、昭島市立中学校における進路決定状況につきまして御報告申し上げます。

平成 26 年 3 月 12 日に発表となりました、都立高等学校分割後期募集及び全日制二次募集の合格発表、現在男子 461 名、女子 458 名、合計 919 名のうち、男子 450 名、女子 447 名、合計 897 名が進路決定をいたしました。

3 月 12 日現在の進路決定者の割合は、およそ 97.6%でございます。3 月 12 日現在の進路未決定生徒のうち 19 名が進学を希望しており、都立高等学校定時制二次募集等進路に向けての取り組みを継続しております。

そのほかの 3 名につきましては、就職希望等との報告を受けております。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

この件につきまして、何か御質問などございますでしょうか。

この時点での進路決定状況の先ほど 97.6%というお話をいただきましたけれども、この数字は年々、大体わりとこのぐらいのものですか。

○指導主事（岸 知聡） 昨年 97.4%ですので若干ですが過去 3 年間でも最も高い数値となっております。

○委員長（紅林由紀子） それは大変ありがたいことだというふうに思います。今の状況において、結構都立の倍率が高いとかいろいろ聞きますので、そういった中でやっぱり進路をきちんと決めていくことは大変なことだと思いますけれども、先生方の指導のおかげもありまして、これだけの数字が出せたということは、本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。

○委員（石川隆俊） ちょうど、きょうの午前中、拝中にいった時、その時にお一人相撲部屋に入られるという方がおりまして、だから高校に行かないでということだそうです。

○委員長（紅林由紀子） そういう進路もあるんですね。
なかなか中学3年の時点で進路を自分で決めるというのは難しい部分もあると思いますけれども、やはり良きアドバイザーがあつてこそ決めていけるものだと思いますので、これからもぜひ進路指導については、どうぞよろしく願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。では、この件は終わりたいと思います。

続きまして、報告事項12「昭島チャレンジデー2014の実施について」報告をお願いします。

○スポーツ振興課長（石川千尋） それでは、昭島チャレンジデー2014について御説明いたします。

ことしは5月28日水曜日に開催いたします。目標は参加率80%、テーマは「みんなで目指そう！元気都市あきしま」でございます。対戦相手は、香川県丸亀市、千葉県木更津市でございます。

今回3つの自治体と対戦となったのは、カテゴリー5、このカテゴリー5と申しますのは、人口7万人から24万9,999人のこの区分でございますが、このカテゴリー5が19チームとなるためでございます。なお、都内では小金井市が初参加しております。

対戦相手丸亀市は、香川県の中西部に位置し、北は瀬戸内海、南は讃岐山脈に面し、陸地部は讃岐平野の一部で平坦な田園地帯が広がっています。面積は111.8平方キロメートル、人口は11万3,417人でございます。

木更津市は、千葉県中西部に位置いたしまして西は東京湾に面しております。面積は138.7平方キロメートル、人口は13万2,355人でございます。

実施状況でございますが、丸亀市は平成11年から15年にかけて、平均55.6%、平成25年が42.3%でございます。なお、去年は大牟田市と対戦しており負けております。

木更津市は昭島と同じ、おととしから参加をしております、おととしは51.6%で奥州市と対戦し勝っており、去年は55.9%で山形県鶴岡市と対戦し勝っております。

続きまして、昭島チャレンジデー継続事業について御説明いたします。

市では、チャレンジデー参加を契機に、継続して運動やスポーツをほぼ毎年継

続して行っている市内事業所及び各種団体に昭島健康チャレンジ事業所団体認定証書の交付を予定しております。また、ほぼ毎日継続して運動等を行っている事業所・団体には感謝状を出すことを予定しております。対象は4月11日までに継続事業確認表を市に提出し、確認ができた事業所及び団体でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

2014年度の昭島チャレンジデーということで、チャレンジデーへの参加をするということでございますけれども、この件につきまして何か御意見や御質問などございますでしょうか。

ここ2年勝ってきていますので、なかなかプレッシャーがあるかと。対戦相手も2市ということでなかなか厳しいところだと思いますけれども頑張っていきたいと思います。

ぜひ日本の中のいろんな市を知るいい機会だと思いますので、いろいろそういった対戦市についての情報とか、そういった部分の学校やそれ以外のいろんな部分で、市民の皆さんへもこういった情報提供をしていただければなというふうに思います。なかなか特定の市とやり取りするということは、昭島の場合は岩泉とずっと小学生の交流がございますけれども、それ以外で特定のということは中学校で小川村とかありますけれども、なかなかないと思いますので、そういった機会にうまく使っていただければというふうに思います。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、この件は終わります。またことしもよろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項13「立川市との図書館相互利用について」説明をお願いします。

○市民図書館長（太田 勇） 報告事項13、立川市との図書館相互利用について御報告いたします。大変恐縮ですが、資料を御覧いただきたいと存じます。

まず、事業の目的でございますが、昭島市民と立川市民の読書環境の拡充を図り、図書館利用者の利便性の向上を図るものでございます。また、この効果につきましては、相互の市民が利用できる図書館及びその蔵書等の拡充により図書館活動の活性化等が図られると考えております。

次に、事業の内容ですが、相互に図書館が利用できる者を昭島市または立川市に居住されている方としており、利用できる図書館は、資料に一覧を記載しておりますが、お互いのすべての図書館としております。また、図書資料及び視聴覚資料を利用の対象とし、その返却につきましては、利用した市の図書館に返却していただくことになっております。その他のサービスにつきましては、利用する図書館の利用条件によることになります。

この事業の開始日は、平成26年5月から6月を予定しております。開始日が決まりましたら、市広報、ホームページ、掲示物を作成し、市民に周知いたします。

なお、昭島市と立川市との図書館相互利用のための協定書の調印につきましては3月25日を予定しています。

以上、大変簡略な説明で恐縮です。よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

立川市との図書館相互利用ということが実現するということでございます。この件につきまして、何か御質問・御意見ございますでしょうか。

きっと長らくいろいろな働きかけを長いことしていただいて、やっと実現したものと御推察いたします。本当に御苦労さまでした。ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

かなり立川市の蔵書はかなり多くございますし、利用できる図書館数もかなり多くあるということですので、非常に昭島市民にとってのメリットは大きいんじゃないかなというふうに思います。ぜひPRをよろしく願いいたします。

それでは、この件は終わりたいと思います。

以上で、報告事項1から13までの説明が終わりました。報告事項14から20については資料配付のみとなっておりますが、事務局への質問などございましたらお願いいたします。ちょっとたくさんありますので、読み上げるのを省略させていただきます。時間も、申しわけございません、押してしまいましたので。

1点質問と1点感想を言わせていただきたいんですけども、報告事項15の「昭島市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部を改正する要綱」という中に、勤務日が週2日から3日というふうになっておりますけれども、非常にスクールソーシャルワーカーの重要性というのが評価されておりますが、そこは充実していく方向にあるというふうに思ってよろしいのでしょうか。

○統括指導主事（稲富泰輝） 委員長がおっしゃるとおり充実の方向で考えております。なにせ週2日の勤務ですと、相談があったときに対応ができる曜日が2日というところで厳しいところですので、週3日にして、なるべく対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（紅林由紀子） はい、どうもありがとうございます。

あと、もう1点は、一番最後の報告資料20の、「読み聞かせ実践講座・科学の本ってこんなにおもしろい！！」に私も参加させていただきました。とてもすばらしい講座で、講師の先生にたくさん資料も持ってきていただきまして、科学に興味を持つ子供をより多く育てるために、こういったことを家庭や学校やいろいろな場面で行っていったらいいんじゃないかなというふうに思うヒントをたくさんいただきました。ぜひまた、こういった講座を実施していただきたいなというふうに思います。どうもありがとうございます。

ほかには、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○学校給食課長（沖倉正樹） 報告事項の19に関連してなんですが、こちらのほうは東京都教育委員会が整備しました検査機器を使って検査をさせていただいておりましたが、26年度以降は、検査を行わないということでございますので、来年度以降はこういった検査は昭島市の学校給食食材については行わないということになり

ます。

○委員長（紅林由紀子） 行わないということは、これについては一回終息したという形ですね。

またこの件につきましては、もしかすると問い合わせ等あるかもしれませんね。そういうときは説明のほうよろしくお願ひいたします。

ほかには何かございますでしょうか。

それでは続きまして、その他の事項について事務局から何かございますか。

○スポーツ振興課長（石川千尋） 御案内はお知らせしておりませんが、来週市民体育大会の閉会式がございます。日時でございますが、3月26日の水曜日、夜7時から9時まで、場所は市民ホールでございます。参加いただけましたらよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

市民体育大会の閉会式が3月26日の夜7時から行われるということでございます。

ほかには何かございますでしょうか。

ないようでしたら、続きまして、次回の教育委員会日程についてお願ひいたします。

○庶務課長（柳 雅司） 次回の教育委員会定例会の日程でございますが、4月17日木曜日、午後2時30分から、場所はここ市役所301会議室で行います。また、当日は午後1時から育英会がありますのでよろしくお願ひいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

今回は、4月17日2時半から、ここ301号室で定例会がございます。1時から育英会ということでございますので、委員の皆様方どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので、第3回定例会を閉会いたします。大変長時間にわたりお疲れさまでございました。

以上

平成 年 月 日

署名委員

5 番 委 員

1 番 委 員

調 整 担 当